

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者業務仕様書

那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、那覇市波の上ビーチ広場条例(以下「条例」という。)に基づき、那覇市波の上ビーチ広場(以下「ビーチ広場」という。)の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. ビーチ広場の管理運営に関する事項

指定管理者はビーチ広場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿ってその管理運営を行うこと。

- (1) ビーチ広場は、隣接する波の上ビーチと連携し、市民の健康増進及び福祉の向上並びに地域の活性化に資することを目的とした施設である。その設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 個人情報適切な管理を行うこと。
- (5) 利用者及び地域住民の意見及び要望を管理運営に反映させるように努めること。
- (6) 管理運営にあたって、地元自治会等との連携を図るように努めること。
- (7) 管理運営にあたって、『「波の上ビーチ」と「波の上ビーチ広場」の連携協力に関する協定書』に基づき「波の上ビーチ」の指定管理者との連携を図るように努めること。
- (8) その他隣接する公共施設等との連携を図るように努めること。

3. 施設の概要

- (1) 名 称
那覇市波の上ビーチ広場
- (2) 位 置
那覇市若狭1丁目25番
- (3) 施設の概要
 - ビーチ広場面積 11,740 m²
 - 施設の構成 別紙「施設見取図」参照
 - ア 上広場
 - イ 中広場
 - ウ 芝生広場
 - エ 管理棟
 - オ シャワー棟 (ロッカー置場含む)
 - カ トイレ 2棟
 - キ その他(照明灯、蝶の観察小屋、遊具等)

4. シャワー室の利用期間及び利用時間

- ・利用期間 4月の第1日曜日に当たる日から10月31日まで
- ・利用時間 9時から19時まで(ただし、7月1日から8月31日までの間は、9時から20時まで)

5. 法令等の遵守

指定管理者は、ビーチ広場の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 那覇市波の上ビーチ広場条例
- (3) 那覇市波の上ビーチ広場条例施行規則
- (4) 那覇市公園条例
- (5) 那覇市公園条例施行規則
- (6) 那覇市個人情報保護条例
- (7) 指定管理者の情報公開に関する基準
- (8) 「波の上ビーチ」と「波の上ビーチ広場」の連携協力に関する協定書
- (9) 都市公園法
- (10) 都市公園法施行令
- (11) 那覇市新型インフルエンザ等対策のためBCP(業務継続計画)
- (12) 那覇市蚊媒介感染症対策行動計画
- (12) その他関係法令

6. 業務内容

(1) 管理運営業務

- ア ビーチ広場における行為の禁止・制限及び監督処分に関すること。
- イ 条例第7条及び第8条の行為の許可及び利用許可に関すること。
- ウ 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- エ その他ビーチ広場の管理運営に必要な業務
 - ・光熱水費等管理運営に必要な経費の支出
 - ・ビーチ広場に対する要望・苦情への対応
 - ・事故等緊急時の対応
 - ・業務報告及び連絡調整
 - ・その他

(2) 維持管理業務

- ア ビーチ広場の日常及び定期清掃
 - イ 各施設及び遊具等の日常及び定期点検
 - ウ 施設等の修繕
 - エ その他
- ※別紙「維持管理業務の主な内容」のとおり

(3) 業務報告

- 指定管理者は、毎月10日までに前月分の次に掲げる事項の報告書を提出するものとする。
- ア 清掃及び草刈業務等
 - イ 施設点検
 - ウ 行為の許可及びシャワー室の利用状況
 - エ 利用料金に係る事項
 - オ その他市長が必要と認める事項

(4) 実績報告

- 指定管理者は、業務終了後30日以内に次に掲げる報告書を提出するものとする。
- ア 清掃及び草刈業務等実績報告書
 - イ 施設点検実績報告書
 - ウ 行為の許可及び利用料金に係る実績報告書
 - エ 本業務に要した経費等の収支決算書
 - オ その他市長が必要と認める事項

(5) セルフモニタリング結果報告

- 指定管理者は、セルフモニタリング終了後、60日以内に結果を市に提出するものとする。

7. 業務を行うにあたっての留意事項

- ① 管理運営業務に支障がないように管理組織及び管理要員を配置し、運営にあたること。
 - ア 行為の許可等に係る業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、所定の場所を定め1人以上の職員を配置すること。
 - イ 業務時間外の緊急時等に対応できる実施体制をとること。
 - ウ シャワーの使用期間及び自主事業時は、管理事務所に管理責任者1名以上を配置すること。
 - エ 自主事業を実施する場合は、人員の配置等利用者の安全確保及び衛生管理を行うこと。
- ② 職員研修を実施し、職員の資質向上を図ること。
 - ア 利用者に安全かつ快適に利用してもらうための心構え
 - イ 緊急時対策、防犯・防災対策と体制
 - ウ 個人情報保護の徹底
 - エ その他管理運営を行う上で必要な事項

8. その他の注意事項

指定管理者は、業務を実施するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、那覇市と協議すること。
- (2) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、那覇市と協議すること。
- (3) 那覇市の発注する工事が、この仕様書の定める業務範囲内である場合、工事業者に協力すること

別紙 維持管理業務の主な内容

番号	項目	主な内容	作業頻度	備考
1	トイレ清掃	便器、タイル清掃	毎 日	ペーパー補充含む
2	ビーチ広場清掃	倒木、落ち葉、空き缶、弁当がら、不法投棄物などの収集運搬処理、分別、	土日・祝日以 外毎日	
3	除草・芝刈り	除草及び芝刈り	適 宜	
4	樹木の剪定	中木・低木（人力で可能なもの）	適 宜	高木の剪定は市の負担で行う。
5	散水	植栽・花壇	適 宜	
6	台風対策	支柱の補強、樹木の結束	必要時	
7	台風後の処理	倒木の立直し、伐採・撤去（人力で可能なもの）	必要時	
8	清掃等管理日誌の作成	日誌、資料整理	毎 日	必要に応じて写真貼付
9	施設等の点検	施設（遊具等含む）の劣化及び破損等を点検し、市と協議して修繕する	適 宜	報告書作成含む
10	施設等の修繕		適 宜	1件50万円未満（指定管理者が取り扱えられる金額）
11	その他	調整事項が発生した際に市と調整して対応する	適 宜	
12				
13				



